

運輸・交通政策に関する提言・重点要望

運輸・交通施策の更なる推進及び地域生活交通の維持、地域の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 整備新幹線の建設財源を安定的に確保し、早期開業を目指すとともに、未着工区間については早期の着工及び事業化を推進すること。
2. 主要幹線鉄道、都市鉄道、地方鉄道及びLRT等の鉄軌道の利便性の向上及び整備促進に必要な財政支援措置を講じること。
3. 生活交通維持対策について
 - (1) 地域住民の生活に不可欠な移動手段を確保し、小規模な自治体でも安心して日常生活、社会生活が送れるよう、真に地域が必要とする公共交通施策を推進するために十分な財政支援の充実を図ること。

特に、高速道路の無料化が地域の公共交通機関に与える影響を勘案し、高齢者等の交通弱者の足を奪うこととならないよう十分配慮すること。
 - (2) 地域住民にとって最も身近な交通機関である地方バス路線、コミュニティバス路線の維持に関する財政支援の充実を図ること。
 - (3) 島しょ部の生活交通として欠かせない航路を確保していくことができるよう、離島航路維持に関する財政支援の充実を図ること。
4. 港湾・海岸の整備について
 - (1) 港湾整備事業及び海岸整備事業の促進を図るため、必要な予算を確保すること。
 - (2) 地震、津波、高潮及び台風等の自然災害から国民の財産・生命を守り、迅速な災害復旧等を可能にするため、ハード・ソフト一体となった港湾・海岸における総合的な防災・減災対策を強化・促進すること。

また、大規模災害発生時において、国を含めた港間連携協働体制の早期確立を図ること。
 - (3) 我が国経済の活性化を図り、民需・雇用の創出に資するため、国際流通港湾及び地方港湾の物流機能の強化を図り、総合的な物流基盤施設及び幹

線臨港道路の整備の推進を図ること。

5. 漂着・漂流ごみ対策について

- (1) 新たに制定された海岸漂着物処理推進法に基づく「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」を早急に策定するとともに、海岸漂着物に係る関係法令の整備を行うこと。
- (2) 市町村が漂着・漂流ごみの適正処理に要した経費に対し十分な財政措置を講じるとともに、一斉清掃活動等の啓発・普及に努めること。
- (3) 諸外国による海洋不法投棄を防止するため、日本海沿岸諸国と不法投棄防止対策や適正処理について協議を行うこと。
- (4) 漂流ごみの海上回収を行う専用船舶の配備を充実し、漂流ごみの漂着前回収に積極的に取り組むこと。